



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人の指定(特定非営利活動法人SEEDS Asia)	行財政局税務部市民税企画課	1
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(サンランド自治会ほか)	地域協働局地域活性課	2
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 道場村第86号線)	建設局道路管理課	5
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 行原南僧尾線、南僧尾36号線)	建設局道路管理課	6
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 有野里283号線)	建設局道路管理課	7
公告	都市公園の縮小(ひよどり台南町周辺緑地)	建設局公園部管理課	8
公告	神戸市環境影響評価等に関する条例による環境影響評価事前配慮書の写しの縦覧及び意見の受付(三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院整備事業)	環境局環境保全課	9
公告	開発行為に関する工事の完了(北区ひよどり台3丁目)	都市局都市計画課	11
公告	建築基準法第86条の5第2項の規定に基づく認定の取消し	建築住宅局建築安全課	12
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局給水課	13
水道局	指定納付受託者の取消し(イオンクレジットサービス(株))	水道局営業課	14
水道局	指定納付受託者の指定(イオンフィナンシャルサービス(株))	水道局営業課	15
交通局	交通局副局長等専決規程等の一部を改正する規程	交通局経営企画課	16

神戸市告示第108号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年5月7日

神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20250001	令和7年4月25日 (令和7年2月18日から令和12年2月17日までに支出された寄附金)	特定非営利活動法人SEEDS Asia 理事長 ショウ ラジブ 神戸市東灘区岡本1丁目7番7-307号

神戸市告示第109号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、サンランド自治会、塩屋町南谷北側自治会、神戸ローズタウン自治会、切畑自治会、道場自治会、ラビュー学園南小東台自治会、菅の台7丁目自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月7日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	サンランド自治会	塩屋町南谷北側自治会	神戸ローズタウン自治会
主たる事務所	神戸市西区北山台3丁目3番10号	神戸市垂水区塩屋町字南谷876番地の68	神戸市西区玉津町高津橋993番地の2
代表者の氏名	西 富久	西村 廣司	真鍋 彰一
代表者の住所	神戸市西区北山台3丁目3番8号	神戸市垂水区塩屋町字南谷876番地の68	神戸市西区玉津町高津橋992番地の7

名称	切畑自治会	道場自治会	ラビュー学園南小東台自治会
主たる事務所	神戸市北区有野町有野1080番地の4	神戸市北区道場町道場82番地の5	神戸市垂水区小東台868番地の974
代表者の氏名	竹田 耕一郎	池田 勉	吉井 哲也
代表者の住所	神戸市北区有野町有野993番地	神戸市北区道場町日下部697番地の30	神戸市垂水区小東台868番地の988

名称	菅の台7丁目自治会
主たる事務所	神戸市須磨区菅の台7丁目17番地の1
代表者の氏名	橋川 喜興
代表者の住所	神戸市須磨区菅の台7丁目1番地の14

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) サンランド自治会 令和7年4月6日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	西 久年	西 富久
代表者の住所	神戸市西区北山台3丁目20番12号	神戸市西区北山台3丁目3番8号

(2) 塩屋町南谷北側自治会

令和7年4月13日変更

	変更前	変更後
事務所の所在地	神戸市垂水区塩屋町字南谷855番地の3	神戸市垂水区塩屋町字南谷876番地の68
代表者の氏名	美濃岡 淳子	西村 廣司
代表者の住所	神戸市垂水区塩屋町字南谷855番地の3	神戸市垂水区塩屋町字南谷876番地の68

(3) 神戸ローズタウン自治会

令和7年4月6日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	竹本 勝義	真鍋 彰一
代表者の住所	神戸市西区玉津町高津橋999番地の15	神戸市西区玉津町高津橋992番地の7

(4) 切畑自治会

平成31年4月7日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	下浦 房一	上田 賢次
代表者の住所	神戸市北区有野町有野1135番地	神戸市北区有野町有野1253番地の2

令和7年4月6日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	上田 賢次	竹田 耕一郎
代表者の住所	神戸市北区有野町有野1253番地の2	神戸市北区有野町有野993番地

(5) 道場自治会

令和6年4月16日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	辻 嘉一	池田 勉
代表者の住所	神戸市北区道場町日下部677番地	神戸市北区道場町日下部697番地の30

(6) ラビュウ学園南小東台自治会

令和7年4月6日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	岸本 由紀	吉井 哲也
代表者の住所	神戸市垂水区小東台868番地の1097	神戸市垂水区小東台868番地の988

(7) 菅の台7丁目自治会

令和7年4月7日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	伊藤 博之	橋川 喜興
代表者の住所	神戸市須磨区菅の台7丁目39番地の12	神戸市須磨区菅の台7丁目1番地の14

神戸市告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年5月8日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年5月21日まで一般の縦覧に供する。

令和7年5月7日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	道場村第86号線	神戸市北区道場町道場 字西仲ノ町19-1地先から	新	20.40	最大 6.00 最小 5.70
		神戸市北区道場町道場 字西仲ノ町18-1地先まで	旧	20.40	最大 5.70 最小 5.70

神戸市告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和7年5月8日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年5月21日まで一般の縦覧に供する。

令和7年5月7日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	行原南僧尾線	神戸市北区淡河町北畑字岡沢237番1地先から 神戸市北区淡河町南僧尾字新賀842番9地先まで	698.50	最大 24.10 最小 7.20
市道	南僧尾36号線	神戸市北区淡河町南僧尾字新賀842番9地先から 神戸市北区淡河町南僧尾字中所2068番地先まで	1166.50	最大 19.60 最小 7.20

神戸市告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年5月8日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年5月21日まで一般の縦覧に供する。

令和7年5月7日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	有野里283号線	神戸市北区有野町唐櫃字小谷2006番1地先から 神戸市北区有野町唐櫃字小谷2012番1地先まで	新	18.50	最大 4.00 最小 4.00
			旧	18.50	最大 1.40 最小 1.30

神戸市公告

都市公園を縮小するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年5月7日

神戸市長 久元喜造

1 縮小する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
ひよどり台南町 周辺緑地	北区ひよどり台南町 1丁目、3丁目	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	縮 小

(2)供用開始の年月日

令和7年5月7日

神戸市公告

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第8条の3第1項の規定に基づき、事業者より、次の対象事業に係る環境影響評価事前配慮書が提出されましたので、同条第2項に基づき公告するとともに、当該事前配慮書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

なお、当該事前配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間内に、神戸市長に意見を提出することができます。

令和7年5月7日

神戸市長 久元喜造

1 対象事業の概要

(1) 対象事業の名称

三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院整備事業

(2) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称：三田市

代表者：三田市長 田村克也

所在地：兵庫県三田市三輪2丁目1番1号

(3) 対象事業の位置

神戸市北区長尾町宅原3850番地 他

(4) 対象事業の種類及び規模

宅地の造成（第2類事業）：造成面積 約67,000m<sup>2</sup>（自然地の改変面積 約64,000m<sup>2</sup>）

(5) 環境に影響が及ぶおそれがある地域

神戸市北区、三田市南が丘2丁目

2 縦覧の期間、場所

(1) 縦覧の期間

令和7年5月7日（水曜）から令和7年6月20日（金曜）まで

(2) 縦覧の場所

ア 神戸市環境局環境保全部環境都市課

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザ EAST 2階

イ 神戸市北区役所総務部地域協働課

神戸市北区鈴蘭台北町1丁目9番1号 ベルスト鈴蘭台7階

ウ 神戸市北神区役所地域協働課

神戸市北区藤原台中町1丁目2番1号 北神中央ビル6階

3 意見の提出の方法及び場所

(1) 意見の提出の方法

ア 郵送

イ ファクシミリ

ウ 電子メール

エ 持参

オ 意見送信フォーム

(2) 意見の提出の場所

神戸市環境局環境保全課

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザ EAST 2階 (郵便番号 651-0086)

ファクシミリの番号 078-595-6254

電子メールのアドレス [assessment@city.kobe.lg.jp](mailto:assessment@city.kobe.lg.jp)

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和7年5月7日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市北区ひよどり台3丁目6番の内1工区
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府中央区淡路町3丁目5番13号  
株式会社創建  
代表取締役 吉村 孝文
- 3 許可番号  
令和6年11月5日 第8221号

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、公告対象区域（神戸市北区ひよどり台5丁目7番）内の各建築物に係る同条第1項の規定による申請を受け、認定の取消し（令和7年4月24日第R7-1号）をしたので、同条第4項の規定により公告します。

令和7年5月7日

（特定行政庁）神戸市長 久 元 喜 造

神戸市水道告示第3号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和7年5月7日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42501	株式会社 S-ACT	神戸市西区玉津町 水谷 345-1	作 一博	令和7年4月30日
42502	株式会社 なかむらや	大阪府大阪市城東区 古市 3-7-18	中村 英一郎	令和7年4月30日
42503	タナカ工業	神戸市垂水区泉が丘 5丁目 1-14	田中 吉夫	令和7年4月30日

神戸市水道告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の7第1項の規定により、指定納付受託者の指定を次のとおり取り消したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年5月7日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

1 指定納付受託者の名称及び所在地

イオンクレジットサービス株式会社  
東京都千代田区神田錦町1丁目1番地

2 取消年月日

令和5年6月1日

神戸市水道告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び神戸市水道局会計規程（昭和39年4月水道管理規程第8号）第46条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月7日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

1 指定納付受託者の名称及び所在地

イオンフィナンシャルサービス株式会社

東京都千代田区神田錦町1丁目1番地

2 指定納付受託者に納付させる料金等

水道事業管理者が徴収する水道料金、下水道使用料（農業集落排水を含む。）及び修繕工事費

3 指定日

令和5年6月1日

神戸市交通管理規程第2号

交通局副局長等専決規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年5月7日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

交通局副局長等専決規程等の一部を改正する規程

(交通局副局長等専決規程)

第1条 交通局副局長等専決規程(昭和34年4月24日交通管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。



(企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正)

第2条 企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成19年3月30日交通管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(災害応急対応等派遣手当)</p> <p>第7条 災害応急対応等派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した本市の区域外の地域（国内に限る。）に派遣され、災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事する職員（<u>発災後相当期間経過後に派遣され、当該災害が発生した地域を管轄する地方公共団体から給与その他の給付を受ける職員を除く。</u>）に対して支給し、その額は、日額<u>1,080円</u>とする。</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、<u>次の各号に掲げる場合</u>にあっては、当該各号に定</p>	<p>(災害応急対応等派遣手当)</p> <p>第7条 災害応急対応等派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した本市の区域外の地域（国内に限る。）に派遣され、災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事する職員（<u>管理者が別に定める職員を除く。</u>）に対して支給し、その額は、日額<u>1,000円</u>とする。</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、<u>災害対策基本法第63条第1項に規定する警戒区域</u></p>

<p><u>める額とし、同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上の業務に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額とする。</u></p> <p><u>(1) 第1項に掲げる業務のうち、屋外において行う業務に日没時から日出時までの間において従事する場合 日額1,620円</u></p> <p><u>(2) 第1項に掲げる業務（前号に掲げるものを除く）に深夜において従事する場合 日額1,620円</u></p> <p><u>(3) 災害対策基本法第63条第1項に規定する警戒区域その他これに類する区域において第1項に掲げる業務に従事する場合 日額2,160円</u></p>	<p><u>その他これに類する区域において前項に掲げる業務に従事する場合には、日額2,000円とする。</u></p>
--	---

（企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正）

第3条 企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成19年3月30日交通管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(その他の特殊手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の手当は、災害応急対応等派遣手当、<u>災害待機手当及び夏季作業手当</u>とする</p> <p><u>(夏季作業手当)</u></p> <p>第9条 <u>夏季作業手当は、環境省が公表する地点名「神戸(兵庫)」における湿球黒球温度が摂氏28度以上を記録した日に交通局が管理する土地建物またはその近辺で行う次の各号に掲げる業務のうち負荷の高い身体作業を伴う業務に1日当たり1時間以上従事したものに対して支給し、その額は、日額200円(当該業務に従事する時間が1日当たり3時間以上となるものに対しては日額500円)とする。</u></p> <p><u>(1) 屋外において行う業務</u></p> <p><u>(2) 前号に類する環境において行う業務</u></p> <p>第10条、第11条</p>	<p>(その他の特殊手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の手当は、災害応急対応等派遣手当<u>及び災害待機手当</u>とする</p> <p>第9条、第10条</p>
---	--

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、第3条の規定は令和7年6月1日から施行する。